⑵　S≦0.15V＋0.0077V²

S：被牽引自動車単体の停止距離（単位　m）

V：制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km／hを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。）（単位　km／h）

ヘ　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を２系統以上備える場合にはうち１系統）は、乾燥した50分の９こう配の舗装路面で、積車状態の被牽引自動車を機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。

第十五条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条の次に次の１条を加える。

第15条の２　走行中の牽引自動車及び被牽引自動車の減速及び停止等に係る牽引自動車の制動性能に関し、保安基準第12条第２項の告示で定める基準は、次項及び第３項に掲げる基準とする。この場合において、次項及び第３項の自動車以外のものにあっては、保安基準第12条第２項の告示で定める基準に適合するものとする。

２　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度25km／h以下の自動車並びに次項の自動車を除く。この項において同じ。）にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則４の規則2. 1. 2. に限る。）に適合する制動装置を備えていること。ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車にあっては、次項の基準に適合するものであってもよいものとする。

３　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度25km／h以下の自動車を除く。）にあっては、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙１の2. 1. 2. の規定に適合する制動装置を備えていること。

第十六条第１項中「第８項」を「第５項」に改め、同条第11項中「前条第２項第３号及び第５項第２号の基準並びに」を削り、同項第１号及び第11号を次のように改める。

一　次号に定める牽引自動車以外のものに牽引される場合にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 及び6. （連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に限る。）に適合すること。

二　最高速度25km／h以下の牽引自動車に牽引される場合にあっては、同項第２号、第８号及び第10号の基準

第十六条第11項中「前条第７項第２号及び第３号に掲げる」を「最高速度25km／h以下の牽引自動車により牽引される」に、「同条第５項第２号」を「第15条第５項第２号」に改め、同条第四項中「牽引自動車及び」を「最高速度25km／h以下の牽引自動車及び」に改め、「（被牽引自動車の制動装置であって当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）」を削り、「車両総重量が1.5ｔ以下の１軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で」を「被牽引自動車（第15条第６項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの又は保安基準第12条第２項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したものに限る。）であって、」に改め、「防止し」の下に「、かつ」を加え、同条第五項を次のように改める。

５　最高速度25km／h以下の牽引自動車及び被牽引自動車（第15条第６項第２号ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。

第十六条第六項から第八項までを削る。

第九十条中「操縦装置」を「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に備える操作装置」に改め、同条第１号中「自動車の運転に際して操作を必要とする」を削り、同条に次の11項を加える。

２　自動車（前項の自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置は、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。

二　保安基準第10条各号に掲げる装置（第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置を除く。）は、前項各号に掲げる基準に適合すること。

三　第168条の表２の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前２号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、協定規則第121号の技術的な要件に定める基準に適合すること。

３　次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置

第九十一条第１項中「第９項」を「第８項」に改め、同条第11項を次のように改める。

２　自動車（次項から第６項までの自動車を除く。この項において同じ。）には、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する制動装置を備えなければならない。

一　次号に掲げる自動車以外のもの　協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 及び6. （連結状態における制動性能に係る部分を除く。この項において同じ。）に限る。）に適合すること。この場合において、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

二　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ　協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合すること。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則13に限る。）に適合するものに限る。）並びに走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版附則21に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、前号後段の規定を準用する。